

# 声 明

小田急下北沢見直し和解の歴史的勝利

2016年3月30日

「まもれシモキタ！行政訴訟」原告団長 原 田 学  
小田急訴訟弁護団 代表 弁護士 斎 藤 驍  
小田急市民専門家会議 事務局長 須 田 大 春

全国60箇所以上、60兆円を超える道路・鉄道・再開発を三位一体とする我が国最大の公共事業である連続立体交差事業の存在とあり方の根本的見直しを求めて、約半世紀の間、小田急沿線（東京部分）で展開されてきた裁判と運動は、和解による情報公開や環境と文化とのかかわりにおける地下方式の優位性を確認する判決等、多くの歴史的勝利を重ねながら、下北沢地区で地下化を実現し、現在地下になった都市、とりわけ商業地の開発の見直しを迫るといふ、今日的なテーマと直面している。

歴史と文化の街として世界に発信されている下北沢を、補助54号線等の道路で分断し、高さ60メートルの高層開発を行い、さらに地下化により実現した3万平方メートルに及ぶ鉄道跡地を都市計画の公共用地として活用するのではなく、あたかも私有地のごとく扱い、賃貸用の共同住宅を建設する計画という「再開発」は、下北沢の街を抹殺するに等しく、当初から専門家を含めた心ある人々は見直しを求め、原告らは裁判所を大きな舞台として見直しを実現しようとしてきた。以来10年となる裁判で問題点が極めてクリアになってきた。

昨年（2015年）4月の世田谷区長選において見直しを表明した保坂展人氏が圧勝して再選を果たした頃から、見直しの気運はさらに強くなった。

同年10月30日、東京地方裁判所民事第2部（行政訴訟の総括部、裁判長増田稔）は、我々原告と被告ら行政庁に対し、和解勧告を行った。行政訴訟では異例のことである。裁判の経緯とこの間の状況からみて。裁判所が提起している和解の方向は「見直し」にあると、我々は直観した。我々はこれを実現させるべく、下北沢見直しの理念と具体的プログラムを、都市計画の専門家として著名な福川裕一千葉大学名誉教授に取りまとめて頂き、昨年12月28日、裁判所に和解案概要として提出した。

福川氏は、東京大学工学部都市工学科の創設者の一人であり、学問的には丹下健三氏を凌ぐと言われた大谷幸夫氏の高弟であり、大谷氏以来長年にわたり小田急の訴訟に協力されてきた。したがって我々の提案は基本的に福川氏がとりまとめられた下北沢再開発の「見直し」意見書であり、裁判所はそのように取り扱っている。

以降2か月余り和解協議が続けられ、本年3月16日、裁判所は当事者双方に対し和解案を提示し、裁判所の解決に対する姿勢を明確にされた。和解案は大要前文と3項目の和解条項からなる。前文では裁判所の並々ならぬ姿勢と認識が示されている。

まず、原告が福川意見書を踏まえて「和解に対するスタンス」を提案したとして、客観的叙述でありながら福川意見書の意義と存在に充分着目していることを示したうえで、この間の紛争について「自治の担い手である住民と行政の協働を形成することにより」下北沢をさらに発展させていくことが大切であるという裁判所の認識が、極めて明確に提示されている。文意は明瞭である。「協働」を「形成」するのであるから、今までは形成されていないという認識であることは明らかであろう。このフレーズが下北沢を更に発展させる条件だとしているのである。

和解条項の1～3まで、これが更に具体的に示される。一つだけ挙げれば、1の上部跡地について「公共的な空間」であるとする指摘である。これは原告適格をめぐる小田急大法廷判決（2005年12月7日）においても議論された問題であるが、これほど明確に説示されたことはない。いうまでもなく、裁判所のこの和解案は我々の提案を基本的に受け入れ、かつ行政側の代表である世田谷区に同調を迫るものであることは極めて明白である。

昨日世田谷区がこの勧告を受け入れられたことは極めて喜ばしい。その意義を略述すれば、以下の3点であろう。

- 1, 「都市計画」を市民が裁判で創造
- 2, 市民と裁判所による公共事業の見直し
- 3, 環境の21世紀を先駆ける下北沢モデル

以上